

4 新規就農者を紹介します

せとなが よしくに
瀬戸長 義邦 さん



瀬戸長さんは、赤江地区で施設きゅうりの栽培を始めて4年目になります。

就農のきっかけは、身近な方が亡くなったことで、改めて自分の人生を見つめなおしたことです。

自分らしい生き方のできる自営業への気持ちが高まり続け、それまでの勤め先を退職して、農業の分野に飛び込みました。

今では、通常の出荷のほか、「VIVA DaD (ビバ ダディ)」という屋号でのオンラインショップや直売所での販売にも力を入れているそうです。

今後は、経営面積を拡大して、ほかの品目の栽培にも挑戦し、県外へも出荷していきたいとチャレンジ精神旺盛です。

アドバイス

経営開始を目指す方へ ▶▶ 「失敗は成功のもと」

J Aのきゅうり部会のほか、地元消防団では部長を務めるなど地域との関わりを大切にしています。

また、出費の少ない経営開始1年目こそチャレンジし、失敗をしても気落ちすることなく、反省を今後にかかしていくことが重要です!!



瀬戸長さんが出品している直売所 (わくわく広場・イオン南宮崎店)

就農当初はいろいろと心配な面もありましたが、今ではお二人の頑張りに感心するばかりです。「農業は助け合い」。部会や地域の方とのつながりを大切にしていれば、自分に何かあった時にはきっと周りが助けてくれます。

われわれ農業委員・農地利用最適化推進委員は新規就農者の希望に添えるよう農地を探す手伝いもしています。お気軽にご相談ください。



持原 義信
農業委員

なかじま えみり
中島 笑里 さん



中島さんは、木花地区で施設いちごの栽培を始めて3年目、家事や育児にも忙しい毎日です。

以前は、3年ほど大阪で理学療法士として働いていましたが、その頃から、自分で農業をやりたいとの夢を持ち続け、毎日のようにSNSでいちごに関する情報をチェックしていたほどです。

そんな、いちごへの愛情が、Uターンを決意する原動力へつながりました。

はじめは研修先がなかなか見つかりませんでした。関係機関の協力もあり、3件の先輩農家から栽培や経営のノウハウを習得したそうです。

家族の支えもあり、出産後は、わずか3ヶ月で仕事に復帰。子どもが生まれたことで一層気合が入ったそうで、引き続き、丁寧な管理で安定した収穫を保っていきたいと抱負を語ってくれました。

アドバイス

経営開始を目指す方へ ▶▶ 「情報収集が大切」

「まずは自治体の窓口にご相談する。」

そこで就農する際の補助金や研修等の情報を得ることができます。独立自営には、ある程度の自己資金は必ず必要になりますが、そのうえで、行政の力も借りてみてください!!



病気が入らないよう注意深く苗づくりをする中島さん(左)とそれを見守る持原委員(右)

宮崎市農業委員会だより

第 42 号

令和6年9月1日
発行

1 農地の貸し借りの手続きが変わります

農地の貸し借りは、令和7年4月から原則として農地バンク経由になります！

現行

市町村計画による
相対での農地貸借
(農用地利用集積計画)

農地のある
市町村・農業委員会

相談・申し込み



変更後

令和7年4月～
(又は、地域計画が策定された地域)

農地中間管理事業(※)による
農地貸借
(農用地利用集積等促進計画)

農地のある
市町村・農業委員会

相談・申し込み

連携 協力

相談・申し込み



※ 農地中間管理事業とは

農地バンク(宮崎県農業振興公社)が農地の出し手と受け手の間に入って、出し手から農地を借り受け、受け手へ転貸する仕組みです。令和7年4月以降、又は、これ以前であっても地域計画を策定した地域では、農地中間管理事業による農地貸借を行うこととなります。

貸し手のメリット

- 賃料は農地バンクから確実に振り込まれます。
- 契約期間の終了後に、農地は必ず返還されます。また更新も可能です。
- 要件を満たせば、税制優遇が受けられます。

借り手のメリット

- 複数の出し手とのやりとりや賃料の支払いは、農地バンクに一本化され、事務労力が軽減されます。
- まとまった農地を長期間、安定的に借り受けできます。

編集・発行
宮崎市農業委員会

〒880-0805 宮崎県宮崎市橘通東1丁目14番20号
TEL:0985-21-1784
Eメール:60nougyo@city.miyazaki.miyazaki.jp
宮崎市ホームページ:https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp

2 人・農地プランから地域計画へ <完成期限：令和7年3月末>



■地域計画とは

農業者や地域の皆さんの話し合いで作る、将来の農地利用の姿を明確化した地域農業の設計図です。令和5年4月1日に法律（改正農業経営基盤強化促進法）が施行され、**今年中（令和7年3月末まで）**に完成させる必要があります。



地域計画

（将来の農地利用の設計書）



目標地図

（将来の農地利用の可視化）

■なぜ地域計画をつくるのか

高齢化や人口減少により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し続けると、地域の農地が守られなくなってしまうかもしれません。これまで、地域の皆さんが大事に守り続けてきた農地を次の世代に引き継ぐために、主役である地域の皆さんが、地域農業の将来を話し合い、その結果を形として残していくためです。

■農業委員・農地利用最適化推進委員の役割

担い手への農地利用の集積・集約化の推進に向けて、各地区における地域計画策定のための話し合いに積極的に関与し、農業者の意向や農地の情報等の把握に努めています。

農業委員として生目地区を担当しており、地域での話し合い等を通じて、耕作地が点在し、水田を担う若手がいなく、農道が狭いなど、多くの課題を感じています。また、用排水路や揚水機場の更新時期でもあったため、それらの問題を解消するべく圃場整備事業の推進に取り組んでいます。

10年、50年先の地域農業の未来を考え、農地の換地や農事組合法人立ち上げを検討し、水田の集積・集約化を目指しています。

地域計画策定のための話し合いは、地域ごとに抱える問題を見つける機会でもあります。これから各地域で座談会が開催される予定ですが、どんなことでも構いませんので、皆さんの思いや考えを聞かせてください！



徳地 豊
農業委員

【地域計画に関する市の相談窓口】

農政部農政企画課担い手対策係	TEL 0985-21-1785
佐土原総合支所農林建設課	TEL 0985-73-1114
田野総合支所農林建設課	TEL 0985-86-1114
高岡総合支所農林建設課	TEL 0985-82-1114
清武総合支所農林建設課	TEL 0985-85-1105



生目地区座談会の様子

3 農地利用状況調査を実施しました

7月2日（火）～22日（月）にかけて、農業委員、農地利用最適化推進委員、関係機関、事務局職員の延べ74名で農地利用状況調査を実施しました。

この調査は、市内全域の農地を対象としたもので、農地利用の状況確認、遊休農地の実態把握、違反転用の発生防止・早期発見を目的として毎年実施しています。

調査の結果、遊休農地と判定された農地の所有者に対して、適正利用の啓発と合わせて、今後の農地利用に係る意向の確認を行います。

また、再生利用が困難な農地については、関係課との調整を経て、「非農地判断」を実施し、守るべき農地との区別を明確にしたうえで、農地以外の用途への利用を進めています。



高間 秀一
農業委員

日頃から担当区域内の農地パトロールは実施していますが、改めて、関係機関や事務局同行のうえで調査を実施することで、地域農業が抱える課題を再確認することができました。

遊休化した農地を放置し、荒廃が進んでしまうと、復元が難しくなる一方ですので、早めに適正管理をお願いします。

ご自身での管理が難しい方は、買い手や借り手を探すお手伝いをしますので、各地区の農業委員・農地利用最適化推進委員にお気軽にご相談ください！

農地所有者の皆さまへ

農地が遊休化している背景には様々な事情があると思いますが、遊休化したまま放置すると、病虫害や火災・不法投棄等の発生原因になりますので、草刈等の適切な管理をお願いします。



▶農地はその所有者等が適正管理を行わなくてはならないと、農地法上で定められています。

（農地法第二条の二）

農地について所有権又は賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利を有する者は、当該農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならない。